

規制改革会議提出資料（ローン・クレジット市場ルール関係）

2008.7.11 東京財団研究員 石川和男

1. 法制度の動向

(1) 改正貸金3法の概要（2010年夏頃までに全面施行予定）

過剰与信への行政処分の強化等

上限金利の引下げ

- ・貸金業法上のみなし弁済制度（グレーゾーン金利）を廃止し、出資法の上限金利を20%に引下げ（これを超える場合は刑事罰）。
- ・利息制限法の上限金利（15%～20%）と出資法の上限金利（20%）の間の金利での貸付は行政処分の対象化。

ローン総量規制の導入

- ・貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務付け（個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務づけ）。
- ・自社借入残高50万円超 又は 総借入残高100万円超 の場合には年収等の資料の取得を義務付け。
- ・総借入残高が年収の1/3を超える貸付など返済能力を超えた貸付を禁止。

(2) 改正割賦販売法の概要（2009年冬頃までに施行予定）

改正特定商取引法との連動：クーリングオフの長期化。

過量販売の場合：既払金返還請求が可能に。

信販業者の登録制導入：加盟店が適正に販売しているか確認を義務付け。

クレジット総量規制（？）の導入。

- ・包括支払可能見込額の調査義務（カードの新規発行・更新、限度額増額の際に、利用者にとって返済可能な額かどうかをカード会社に調査義務付け）。
- ・調査対象は「年収額、預貯金額、他の借入や支払状況など経済産業省が定める項目」で、これらを基に支払可能見込額を算出し、その金額を超える場合にはカードの発行や増額が不可能に。

(3) 「消費者庁」を巡る動向（次期臨時国会で設置法成立、来年4月から発足予定）

関係法律の所管関係等

（「消費者行政推進会議取りまとめ（H20.6.13）」中の別紙9・10・11を御参照。）

【出資法】

- ・金融庁・法務省とともに、消費者庁が所管に加わる。
(利息制限法、臨時金利調整法等については未定。)

【貸金業法】

- ・法律の企画・立案は、消費者庁と金融庁が行う。
- ・登録は、金融庁が所管し、消費者庁に対し通知する。
- ・取消・命令等の処分は、金融庁が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを貸金業法に規定する。
- ・検査は、金融庁が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。この場合、個別事案ごとに、金融庁への委任等により行う。
- ・なお、都道府県所管のものについては、消費者利益の擁護及び増進の要請は、国所管のものと同じであることを踏まえ、地方自治法との関係も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討する。
(銀行法、金融商品取引法、保険業法、信託業法等については未定。)

【割賦販売法】

- ・法律の企画・立案は、消費者庁と経済産業省が行う。
- ・許可・登録は、経済産業省が所管し、消費者庁に対し通知する。
- ・取消・命令等の処分は、経済産業省が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを割賦販売法に規定する。
- ・検査は、経済産業省が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。この場合、個別事案ごとに、経済産業省への委任等により行う。
(電力・ガスなど公共料金関連法については未定。)

2. 今後の主要論点

(1) ローン・クレジットに関する「規制の整合化」

「消費者信用法制の一本化」：それ自体はとても望ましい。

- ・例1：合理的監督体制の構築（金融庁への一元化・専管化が最も合理的）
- ・例2：縦割りの信用情報機関の情報流通交流（より加速化すべき）

・例3：総量規制のローン・クレジット合算化、債権譲渡規制の一本化など？

貸金業規制のうち、企業向けローン規制については別ルール化が必要。

総合的な過重債務対策の構築：銀行ローン、政府系ローンも含めるべき。

貸金業に係るものだけに焦点が絞られている現行の多重債務者対策では甚だ不足。

反社会的与信行為の排除：適法な事業者（銀行、貸金業者等）にも、違法な事業者（ヤミ金融）にも、上限金利規制では効果がなく、行政処分の機動的発動と 適法な高リスク与信市場の構築で対応すべき。

(2) 市場との対話

最近一連の制度変更は市場関係者にどう映っているか？市場との対話はなされているか？市場全体を見据えたものとなっているか？

ここでの「市場」とは、消費者（その市場での詐欺被害者や破綻経験者だけでなく、その市場でのその他一般消費者を含む）、サービス供給企業、投資家などを含む概念。

「消費者の目線」の「消費者」とは誰か？

(3) 規制の在り方そもそも論

「事前から事後へ」の再徹底

経済社会の秩序維持への脅威等は除き、一般的に「全員一律ダメ」としてしまうと、真っ当な資金・資産流動化や市場・雇用創出を阻害。

「良い人は一定ルール下で自由に、悪い人は強制退出」こそが政府の役割。

民間自主ルール策定へのインセンティブ制度に係る検討

「被害者の目線」：公的及び私的な事後救済措置の盤石化。（例：耐震偽装被害者が二重ローンを背負うことを社会的に是認してしまっているのか？）

「消費者（被害者を除く）の目線」：競争的市場化とルール透明化。

(4) 補論：公的安全網への参入規制の合理化

給付制度（生活保護など）

貸付制度（生活福祉資金貸付、リバースモーゲッジなど）

いずれも財政制約はあるにせよ、「救済すべきは救済」を徹底。（一例を以て全てダメとするような安全網は安全網ではない。）